

## 鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 村は安定した良質な飲料水を確保し生活環境の維持向上を図るため、村による水道施設の整備が困難な地域等において、飲料水その他の生活に必要な水を確保するための井戸等施設（以下「施設」という。）を整備する者に対し、鮫川村補助金等の交付等に関する規則（昭和60年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、その整備に要する費用の一部を補助する。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 村内に住所を有していること（共同で整備する場合には、全員が村内に住所を有していること）。
  - (2) 共同施設 2戸以上の団体で利用している水道施設の代表者
  - (3) 個人施設 地域の状況等を総合的に判断し、村長が特に必要と認める水道施設利用世帯の代表者
  - (4) 村が賦課徴収している税金等を滞納していない者
  - (5) 過去において、この要綱の規定による補助金を受けたことがない、又はこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者で、補助金を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過しているもの
- 2 前項第5号に該当しないもので、給水施設に係る既設の水源が、災害等により枯渇、汚染又は破損し、飲用水等の確保が著しく困難となったものは、補助対象者とすることができる。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、施設を新たに整備又は改修する事業で、その整備に要する費用の額が10万円以上の工事であり、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 井戸・ボーリング工事費（打抜き工事及び素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置費
- (4) 給水管工事費（宅内配管及びこれに直結する給水用具を除く。）
- (5) 浄水装置設置費（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に掲げる基準に適合するために飲料水の水質を浄化することができる装置に限る。）
- (6) 水質検査費（給水開始前に初めて行う検査に係る費用に限る。）
- (7) 安定した良質な飲料水の確保ができる施設整備に係る費用で、村長が必要と認める経費
- (8) 村による水道施設の整備が困難な地域における工事

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事の費用に2分の1以内の額とし、その額が1戸当り50万円を越えるときは50万円を限度とする。ただし、限度とする額については、特に村長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 工事内容を明確にした見積書の写し

- (2) 井戸等の現況がわかる写真
- (3) 工事図面
- (4) 共同施設を整備する場合は、その共同で整備する者の同意書  
(補助金交付の決定)

第6条 規則第5条第1項又は同条第2項の規定に基づき、交付を決定し、規則第7条の規定による決定の通知は、鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。  
(申請内容の変更又は中止)

第7条 補助の対象者は、第5条の申請内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに鮫川村飲料水確保対策事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。  
(変更交付の決定)

第8条 前条の申請があったときは、交付申請と同様の手続を経て鮫川村飲料水確保対策事業変更（中止）決定通知（様式第4号）により、通知するものとする。  
(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、鮫川村飲料水確保対策事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、次の書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 井戸等の施設整備後の写真
- (2) 工事内容を明確にした領収書の写し
- (3) 水質検査結果書（浄水装置を設置した場合に限る。）

2 前項の実績報告は、当該事業完了後1か月以内に提出しなければならない。  
(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは前条の実績報告書に併せて鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出するものとする。  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 従前の「鮫川村自家用水道施設整備事業補助金交付要綱」は、廃止する。

様式第1号 (第5条関係)

鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付申請書

年 月 日

鮫川村長 様

住所 鮫川村大字  
氏名

鮫川村飲料水確保対策事業について、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

水道施設の所在地	鮫川村大字
困窮の状況	
工事期間	着工： 年 月 日 ~ 完了： 年 月 日
工事見積額	円
その他	

(添付書類)

1. 工事内容を明確にした見積書の写し
2. 井戸等の現況がわかる写真
3. 工事図面
4. 共同で整備する者の同意書

様式第2号（第6条関係）

鮫川村指令 第 号

第 号  
年 月 日

住所 鮫川村大字  
氏名 様

鮫川村長

### 鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

1. 水道施設の所在地 鮫川村大字
2. 補助金の額
3. 交付条件
  - (1) 補助の対象となる経費は、水道施設の整備に要する費用とする。  
整備に要する費用は10万円以上とする。
  - (2) 申請内容を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。
  - (3) 当該事業が完了したときは、完了後1か月以内の実績報告書等を提出しなければならない。
  - (4) このほか、鮫川村補助金等の交付等に関する規則及び鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

鮫川村飲料水確保対策事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

鮫川村長 様

住所 鮫川村大字  
氏名

年 月 日付で申請しましたこのことについて、下記のとおり変更（中止）したいので承認  
願います。

記

1. 補助金の交付決定年月日及び番号  
年 月 日 鮫川村指令 第 号
2. 変更・中止の内容
3. 変更・中止の理由

（添付書類）変更内容の確認できる書類を添付すること。

様式第4号（第8関係）

鮫川村指令 第 号

第 号  
年 月 日

住所 鮫川村大字

氏名 様

鮫川村長

鮫川村飲料水確保対策事業変更（中止）決定通知書

年 月 日付で変更（中止）承認申請のあったこのことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

変更前 補助金の交付決定年月日及び番号  
年 月 日 鮫川村指令 第 号  
交付決定金額  
金 円

変更後 補助金の交付決定年月日及び番号  
年 月 日 鮫川村指令 第 号  
交付決定金額  
金 円

鮫川村飲料水確保対策事業実績報告書

年 月 日

鮫川村長 様

住所 鮫川村大字  
氏名

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定を受けましたこのことについて、事業が完了しましたので報告いたします。

記

水道施設の所在地	鮫川村大字
工事費	円
工事期間	着工： 年 月 日 ~ 完了： 年 月 日

(添付書類)

1. 井戸等の整備後の写真
2. 工事内容を明確にした領収書の写し
3. 水質検査結果書（浄水装置を設置した場合に限る。）
4. その他村長が必要と認める書類

鮫川村飲料水確保対策事業補助金交付請求書

年 月 日

鮫川村長 様

住所 鮫川村大字

氏名

印

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定を受けましたこのことについて、下記のとおり請求いたします。

記

1. 請求額 金 円

2. 振込先 金融機関名  
支店名

銀行 ・ 農協  
支店 ・ 支所

(ふりがな)

口座名義

普通 ・ 当座

口座番号